

小山工業高等専門学校学生委員会規程

制 定 昭和42年4月1日

最終改正 平成22年4月1日

第1条 小山工業高等専門学校に、学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、校長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 学生の身上に関する事。
- 二 学生会及び学生団体に関する事。
- 三 課外活動及び学生生活に関する事。
- 四 学生の保健衛生に関する事。
- 五 その他学生の厚生補導に関する事。

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 副校長（学生主事）
- 二 学生主事補
- 三 専門学科教員から各1名及び一般科教員から2名
- 四 学生課長
- 五 その他校長が必要と認めたもの

第4条 委員会は、副校長（学生主事）が招集し、その議長となる。

第5条 委員会は、必要に応じ委員以外の者を出席させることができる。

第6条 委員会に関する事務は、学生課学生係において処理する。

附 則

この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。